



千葉労働動報

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.3.1 No. 3171

速報

清算事業団地労委

2/27 全面勝利命令

JRはただちに 12名を採用しろ!

昨日(二八日)千葉県地方労働委員会から、待ちにまったJR不採用一清算事業団配属事件の命令書が送達された。組合側の全面勝利命令である。ついに千葉においても、JR不採用が、国鉄IIJRの不当労働行為であることが認定されたのである。命令書の本文には、十二名の組合員を「六二年四月一日付けで社員に採用したものと取り扱わなければならない」と明記されている。

「JRこそが
責任を負うべきだ」
と怒鳴るぞ!

命令書は、JR当局の反動的主張の全てを退けた。選別は国鉄が行ったことであってJRは一切関係がない。なるJR当局の主張に対し、命令書は「職員の採用・不採用の決定についても、設立委員会(JR)のなすべき行為を国鉄に代行させたもの」であり、「従来の国鉄の事業・業務自体が形を変えて継続している連続性の実態は否定し得ない」。「新会社が使用者として現状回復の責任を負うべき」と明確にその不当性をうたっている。

労働処分を理由
とした不採用は
妥当性を欠く
II重処分

また、十二名の仲間たちが第一波第二波のストライキの処分を理由にJR採用を拒否されたことに対して「労働処分を受けたことは、本来的に採用の基準となるべき個人の資質、職務上の能力及び勤務実績等に関する事項ではない。従って、仮に国鉄が個人の労働処分歴を被申立人ら(JR)の職員の選定に際し重要な要素としたのであれば、妥当性を欠く」「同一事項について二重の処分が行われたことになる」と明確にその不当性をあばき出し、「期限付きの整理解雇の措置に近い不利益扱いである」と判断しているのである。

JRの不当性は
暴かれた!
三月闘争へ!

ついに勝利命令はかちとられた。しかし、闘いはこれからである。われわれは、この勝利命令を武器として、この勝利命令に自らの闘いで力を吹きこみ、十二名の仲間を奪還しなければならない。いよいよわれわれの正義性は鮮明である。JR当局の不当性は全面的に暴き出された。全ての組合員の皆さん! 持てる力のすべてをふりしぼり、三月闘争に総決起しよう!

緊急行動に全力で集ろう

3月3日
(土)

16時 千葉駅集合

18時 地労委闘争勝利報告集会

千葉市民会館小ホール